

第 2 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	2	6	7	20

(2) 議案の名称

<決算認定>

- 認定第 1 号 令和 2 年度尼崎市歳入歳出決算について
- 認定第 2 号 令和 2 年度尼崎市水道事業会計決算について
- 認定第 3 号 令和 2 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について
- 認定第 4 号 令和 2 年度尼崎市下水道事業会計決算について
- 認定第 5 号 令和 2 年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について

<予算>

- 議案第 6 2 号 令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 6 3 号 令和 3 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）

<条例>

- 議案第 6 4 号 尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例について
- 議案第 6 5 号 尼崎市付属機関等の運営の特例に関する条例について
- 議案第 6 6 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 7 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 8 号 尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 9 号 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

<その他>

- 議案第 7 0 号 工事請負契約の変更について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育

	所新築工事のうち機械設備工事)
議案第71号	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
議案第72号	令和2年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第73号	令和2年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第74号	令和2年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第75号	令和2年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第76号	公有水面埋立てに関する意見について

2 その他の報告

- (1) 令和2年度尼崎市水道事業会計継続費の精算報告について

配水管整備工事	5,959,168千円
---------	-------------
- (2) 議会の指定に基づく専決処分
 - ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	3件	2,007,819円
その他の事故	2件	190,040円
- (3) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権
- (4) 公益財団法人等の経営状況
- (5) 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第2回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和3年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課
件 名	令和2年度尼崎市歳入歳出決算について				
内 容					
概要 (単位：千円)					
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一 般 会 計	264,031,807	262,258,366	1,773,441	1,310,242	463,199
特 別 会 計	100,025,970	98,461,290	1,564,680	23,480	1,541,200
国民健康保険 事業費	46,916,510	46,467,906	448,604	0	448,604
地方卸売市場 事業費	423,180	301,859	121,321	0	121,321
育英事業費	7,933	7,933	0	0	0
公共用地 先行取得事業費	1,239,107	1,239,107	0	0	0
公害病認定患者 救済事業費	14,490	14,311	179	0	179
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	26,186	26,023	163	0	163
青少年健全育成 事業費	5,353	5,353	0	0	0
介護保険事業費	44,808,016	43,933,620	874,396	0	874,396
後期高齢者医療 事業費	6,585,195	6,465,178	120,017	23,480	96,537
合 計	364,057,777	360,719,656	3,338,121	1,333,722	2,004,399

<令和3年9月定例会>

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課	
件名	令和2年度尼崎市水道事業会計決算について 令和2年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 令和2年度尼崎市下水道事業会計決算について 令和2年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分		水道事業	工業用水道事業	下水道事業	モーターボート競走事業	
収益的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収益	7,975,605	1,491,972	11,547,517	50,074,639
		費用	7,761,965	1,191,444	10,906,544	47,254,193
		差引 ①	213,640	300,528	640,973	2,820,446
	特 別 損 益	利益	0	233,887	0	0
		損失	11,940	0	2,246	0
		差引 ②	△ 11,940	233,887	△ 2,246	0
	純利益 ①+②		201,700	534,415	638,727	2,820,446
	資 本 的 収 支	収 入	845,998	78,400	4,468,128	171,923
		支 出	2,515,439	3,061,218	8,408,608	5,471,456
差 引 ③		△ 1,669,441	△ 2,982,818	△ 3,940,480	△ 5,299,533	
補てん財源 ④		1,674,809	871,071	4,534,716	3,419,783	
資 金 収 支	年 間 ③+④	5,368	△ 2,111,747	594,236	△ 1,879,750	
	累 計	7,807,136	7,058,796	12,256,504	7,277,808	

<令和3年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第62号	所 管	各事業所管課						
件 名	令和3年度尼崎市一般会計補正予算(第7号)										
内 容											
<p>1 補正予算の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種を引き続き迅速かつ円滑に実施するために必要な体制を整備するほか、人材派遣を活用した保健所の人員体制の強化や医療機関への行政検査委託及び陽性患者の入院費の公費負担に係る予算の増額などを行う。</p> <p>また、雇用就労に関する支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で離職を余儀なくされた方を雇用した企業等への奨励金の交付や新たなビジネスに挑戦する創業者(第二創業含む)に対して、創業時に要する経費の一部補助等を行うほか、電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の販売数を拡大すること等に伴い予算を増額する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分を公共施設整備保全基金に積み立てるなど、令和3年度一般会計補正予算(第7号)を編成する。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p> <p>2 補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現在予算額</th> <th>補正予算額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">214,965,233</td> <td style="text-align: center;">2,490,609</td> <td style="text-align: center;">217,455,842</td> </tr> </tbody> </table>						現在予算額	補正予算額	補正後予算額	214,965,233	2,490,609	217,455,842
現在予算額	補正予算額	補正後予算額									
214,965,233	2,490,609	217,455,842									

3 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
地方交付税	157,801	総務費	1,138,676
国庫支出金	961,731	衛生費	935,285
県支出金	71,941	労働費	161,500
繰入金	15,491	商工費	252,880
繰越金	463,198	教育費	2,268
諸収入	820,447		
合 計	2,490,609	合 計	2,490,609

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算	1,380,613 千円
(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	896,860 千円
・ 感染症対策事業費	564,530 千円
人材派遣を活用した保健所の人員体制の強化や医療機関への行政検査委託及び陽性患者の入院費の公費負担に係る予算を増額する。	
また、ワクチン接種及び陽性患者の治療に尽力いただいた医療従事者等に対する慰労品を贈呈する。	
・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	332,330 千円
新型コロナウイルスワクチン接種を引き続き迅速かつ円滑に実施するために必要な体制を整備する。	
(2) 市民生活への支援の強化	161,500 千円
・ 雇用促進支援事業費	161,500 千円
新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で離職を余儀なくされた方を雇用した企業等へ奨励金の交付及び就労イベントを開催する。	
奨励金：正規雇用労働者 30 万円／人、非正規雇用労働者 15 万円／人	
※1 企業等上限 5 人まで	
対象期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日	
申請期間：令和 3 年 10 月初旬～令和 4 年 1 月 31 日	
(3) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	255,148 千円
・ 創業支援事業費	33,625 千円
新たなビジネスに挑戦する創業者（第二創業を含む）を対象に、創業時に要する経費の一部補助等を行う。	
補助率：2/3 補助上限額：50 万円	
補助対象経費：事務所等の賃借料、改装工事費、初期設備購入費、広報費等	
対象期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日	
申請期間：令和 3 年 10 月初旬～令和 4 年 2 月 28 日	
・ SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業費	219,255 千円
電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の販売数を拡大すること等に伴い予算を増額する。	
ポイント還元内容：チャージ額の 20%ポイント付与(1 人あたり最大 4,000 ポイント)	
決済時に 10%ポイント還元(1 人あたり最大 5,000 ポイント)	
・ 歴史博物館展示事業費	2,268 千円
歴史博物館に多言語対応の音声ガイドを導入する。	
(4) 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進	67,105 千円
・ 行政情報化推進事業費	67,105 千円
テレワーク実施時等における情報共有環境の整備を行うため、庁内のデータ保存用サーバの容量を増強する。	

○ その他の補正予算 1,109,996 千円

(1) 財政調整基金積立金	232,000 千円
令和2年度決算剰余金の2分の1相当額の積立を行う。	
(2) 公共施設整備保全基金積立金	820,447 千円
モーターボート競走事業会計からの収益事業収入の増額分の積立を行う。	
(3) 尼崎市路線バス運行支援補助金	19,124 千円
市営バス路線の移譲を受けた事業者に対し交付している補助金を増額する。	
(4) 養育医療給付事業費	38,425 千円
出生体重 2,000 g 以下又は主治医が入院養育を必要と認めた新生児の入院療育中の医療給付に対する予算を増額する。	

費目別事業概要

総務費 1,138,676 千円

行政情報化推進事業費 67,105 千円

テレワーク実施時等における情報共有環境の整備を行うため庁内のデータ保存用サーバの容量を増強する。

財政調整基金積立金 232,000 千円

令和2年度決算剰余金の2分の1相当額の積立を行う。

公共施設整備保全基金積立金 820,447 千円

モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分の積立を行う。

尼崎市路線バス運行支援補助金 19,124 千円

市営バス路線の移譲を受けた事業者に対し交付している補助金を増額する。

衛生費 935,285 千円

感染症対策事業費 564,530 千円

人材派遣を活用した保健所の人員体制の強化や医療機関への行政検査委託及び陽性患者の入院費の公費負担に係る予算を増額する。また、ワクチン接種及び陽性患者の治療に尽力いただいた医療従事者等に対する慰労品を贈呈する。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費	332,330 千円
新型コロナウイルスワクチン接種を引き続き迅速かつ円滑に実施するために必要な体制を整備する。	
養育医療給付事業費	38,425 千円
出生体重 2,000 g 以下又は主治医が入院養育を必要と認めた新生児の入院療育中の医療給付に対する予算を増額する。	
労働費	161,500 千円
雇用促進支援事業費	161,500 千円
新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で離職を余儀なくされた方を雇用した企業等へ奨励金の交付等を行う。	
商工費	252,880 千円
創業支援事業費	33,625 千円
新たなビジネスに挑戦する創業者（第二創業を含む）を対象に、創業時に要する経費の一部補助等を行う。	
SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業費	219,255 千円
電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の販売数を拡大すること等に伴い予算を増額する。	
教育費	2,268 千円
歴史博物館展示事業費	2,268 千円
歴史博物館に多言語対応の音声ガイドを導入する。	

<令和3年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第63号	所 管	後期高齢者医療制度担当
件 名	令和3年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	6,573,959	6,050	6,580,009		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	諸収入	6,050	諸支出金	6,050	
	合 計	6,050	合 計	6,050	
3	補正予算の内容				
	(1) 諸支出金				
	・ 保険料過誤納金還付金			6,050千円	
	保険料還付件数の増に伴い還付金を増額する。				

<令和3年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第64号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の制定を踏まえ、本市の条例等において書面等により行うことが定められている各種手続について、オンラインで行うことを可能とするための条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 条例の趣旨（第1条）</p> <p>情報通信技術を利用する方法により行政手続等を行うために必要な事項を定める。</p> <p>(2) 電子情報処理組織等による申請、処分通知、縦覧、作成等（第3条～第6条）</p> <p>行政手続等のうち、条例等において書面等により行うことが規定されているものについて、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機とその行政手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの）等を使用する方法により行うことができる。</p> <p>また、条例等において手数料の納付の方法が規定されているものについて、その規定にかかわらず、電子情報処理組織等を使用する方法により行うことができる。</p> <p>(3) 適用除外（第7条）</p> <p>行政手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認が必要なものや、許可証等に係る書面等を事業所に備え付けることが必要なもの等については、上記(2)の規定にかかわらず、電子情報処理組織等を使用する方法により行うことはできないものとする。</p> <p>(4) 添付書面等の省略（第8条）</p> <p>行政手続のうち、条例等において書面等を添付することが規定されているものについて、その規定にかかわらず、申請者等が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により、確認すべき事項に係る情報を入手又は参照することができる場合は添付することを要しない。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<令和3年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第65号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市附属機関等の運営の特例に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>各附属機関等の委員等の出席の取扱いについては、その設置条例上、「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」旨を規定していることから、その開催にあたっては、基本的に委員を会議室等に参集させることとしている。</p> <p>こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常委員参集による開催が困難な場合については、それぞれの附属機関等において個別にその必要性等を判断したうえで、緊急的にオンラインによる開催や、書面の持ち回りによる決議を行っており、昨今の情報通信技術の進展によるリモートワークの普及状況等を勘案すると、こうした運営手法における出席等の取扱いについても明確に規定しておく必要があることから、附属機関等の運営の特例を定めるための条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 会議の開催方法の特例（第2条）</p> <p>附属機関等の長は、委員等の意見を聴いて必要があると認めるときは、映像及び音声の送受信により他の委員等の状態を認識しながら通話できる方法（オンライン）を活用して会議を開催できることとし、当該方法により議事に参与した委員等は会議に出席したものとみなす。</p> <p>また、当該方法により議事に参与する日の日数は勤務日数に含むものとして、報酬を支給する。</p> <p>(2) 決議の特例（第3条）</p> <p>附属機関等の長は、当該附属機関等の運営に関する事項等について、委員等の意見を聴いて会議を開催して討議をする必要がないと認めるときは、会議を開催して議事を決定する方法に代えて、書面により表示された委員等の意思に基づき議事を決定することができるものとする。</p> <p>また、書面により意思を表示する日その他意思表示に関する行為を行う日の日数は勤務日数に含まないものとして、報酬は支給しない。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<令和3年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第66号	所 管	契約課
件 名	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 本条例に規定する議会の議決に付すべき工事又は製造の請負に係る契約の予定価格について、現在の規定を定めた平成5年当時と比較して建設工事費の指標や消費税率が上昇していることを踏まえた金額の設定を行うため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 (1) 題名を「尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例」に改める。 (2) 議会の議決に付すべき工事又は製造の請負に係る契約の予定価格について、「150,000,000円以上」を「200,000,000円以上」に改める。				
3	施行期日 公布の日				

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例</u> (この条例の趣旨) 第1条 <u>この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定めるものとする。</u> (尼崎市議会の議決に付すべき契約) 第2条 <u>法第96条第1項第5号の条例で定める契約は、工事又は製造の請負契約で、その予定価格が200,000,000円以上であるものとする。</u> (尼崎市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分) 第3条 <u>法第96条第1項第8号の条例で定める財産の取得又は処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上であるものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いで、その予定価格が60,000,000円以上であるものとする。</u></p>	<p>(題名) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (この条例の趣旨) 第1条 <u>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、この条例の定めるところによる。</u> (契約) 第2条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき契約は、工事又は製造の請負でその予定価格が150,000,000円以上のものとする。</u> (財産の取得又は処分) 第3条 <u>法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付すべき財産の取得又は処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いでその予定価格が60,000,000円以上のものであるものとする。</u></p>

<令和3年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第67号	所 管	マイナンバーカード普及担当
件 名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の制定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行権限が市町村長から地方公共団体情報システム機構に変更されることに伴い、当該事務に係る手数料について所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>条例第2条第38号の個人番号カードの再交付事務に係る手数料の規定を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(38)</u> 略</p> <p>付 則</p> <p>(手数料の額の特例)</p> <p>3 当分の間、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード又は住民基本台帳カード(尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成27年尼崎市条例第27号)第5条第1項の規定により利用情報が記録されているものに限る。)</u>及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とあるのは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)</u>の再交付 1枚 800円</p> <p><u>(39)</u> 略</p> <p>付 則</p> <p>(手数料の額の特例)</p> <p>3 当分の間、個人番号カード又は住民基本台帳カード(尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成27年尼崎市条例第27号)第5条第1項の規定により利用情報が記録されているものに限る。)及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とあるのは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>

<令和3年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第68号	所 管	高齢介護課
件 名	尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>令和3年3月に策定した第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の適正な整備を推進するに当たり、新たに介護老人保健施設及び介護医療院の追加を行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>加えて、介護保険施設等の開設を予定する事業者を効果的に選定するため、指定地域密着型サービス事業者等選定委員会を統合するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 題名を「尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会条例」に改める。</p> <p>(2) 条例第1条の調査審議事項に、介護老人保健施設を設置する事業者及び介護医療院を設置する事業者を追加する。</p> <p>(3) 条例第1条の調査審議事項に、指定地域密着型サービス事業者等選定委員会が所掌している調査審議事項を追加し、現行の尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例を廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年7月1日</p> <p>ただし、2(2)は公布の日</p>					

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定（法第117条第1項の規定により定められた尼崎市介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）に基づくものに限る。以下同じ。）を受けるべき特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）を設置する法人</p> <p>(2) <u>法第8条第28項に規定する介護老人保健施設の開設の許可（事業計画に基づくものに限る。以下同じ。）を受けるべき事業者</u></p> <p>(3) <u>法第8条第29項に規定する介護医療院の開設の許可を受けるべき事業者</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定（法第117条第1項の規定により定められた尼崎市介護保険事業計画に基づくものに限る。以下同じ。）を受けるべき特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）を設置する法人</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p>

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、<u>尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(6) <u>法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定を受けるべき事業者</u></p> <p>(7) <u>法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けるべき事業者</u></p>	<p>(題名) <u>尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、<u>尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>

<令和3年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第69号	所 管	児童課
件 名	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 尼崎市立明城児童ホームについて、現在の成良中学校琴城分校旧校舎内から明城小学校敷地内に建設している専用施設へ移転するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容 別表中、尼崎市立明城児童ホームの位置を「尼崎市南城内10番地の2」から「尼崎市南城内10番地の1」に改める。</p> <p>3 施行期日 規則で定める日</p>					

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
尼崎市立明城児童ホーム	尼崎市南城内 1 0 番地の 1	尼崎市立明城児童ホーム	尼崎市南城内 1 0 番地の 2

<令和3年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第70号	所 管	立花地域課、保育運営課
件 名	工事請負契約の変更について(立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>将来的に立花南生涯学習プラザ北側の余剰地への水道管の布設が想定されることから、上下水道部水道建設課による布設工事とし、本工事での布設を取りやめるもの。</p> <p>併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、立花南生涯学習プラザ・大西保育所のトイレを電動開閉の便座蓋、非接触型のセンサースイッチに変更するもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市南初島町10番地149</p> <p>株式会社阪神設備工業所 代表取締役 岡本 史明</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 245,520,000円</p> <p>変更後 244,310,000円</p> <p>減 額 1,210,000円</p> <p>(※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>				
4	<p>契約工期</p> <p>令和2年10月12日から令和4年1月5日まで(変更なし)</p>				

<令和3年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第72号	所 管	財務課
件 名	令和2年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金1,681,578,219円のうち、前年度の繰越利益剰余金981,834,781円及び当年度純利益201,700,438円を合わせた1,183,535,219円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額498,043,000円は資本金へ組み入れる。</p>				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		1,681,578,219			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△1,681,578,219			
建設改良積立金の積立て		△1,183,535,219			
資 本 金 へ の 組 入 れ		△498,043,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<令和3年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第73号	所 管	財務課		
件 名	令和2年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について						
内 容							
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>						
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 534,414,650 円のうち、当年度純利益 534,414,650 円は建設改良積立金に積み立てる。</p>						
(単位：円)							
		未 処 分 利 益 剰 余 金					
当 年 度 末 残 高		534,414,650					
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△534,414,650					
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設改良積立金の積立て</td> <td style="text-align: right;">△534,414,650</td> </tr> </table>		建設改良積立金の積立て	△534,414,650	△534,414,650			
建設改良積立金の積立て	△534,414,650						
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0					

<令和3年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第74号	所 管	財務課										
件 名	令和2年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について														
内 容															
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>														
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 2,324,684,033 円のうち、前年度の繰越利益剰余金 1,685,956,769 円及び当年度純利益 638,727,264 円を合わせた 2,324,684,033 円は建設改良積立金に積み立てる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">2,324,684,033</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">△2,324,684,033</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">△2,324,684,033</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 0</td> </tr> </tbody> </table>						未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	2,324,684,033	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△2,324,684,033	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△2,324,684,033	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0
	未 処 分 利 益 剰 余 金														
当 年 度 末 残 高	2,324,684,033														
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△2,324,684,033														
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△2,324,684,033														
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0														

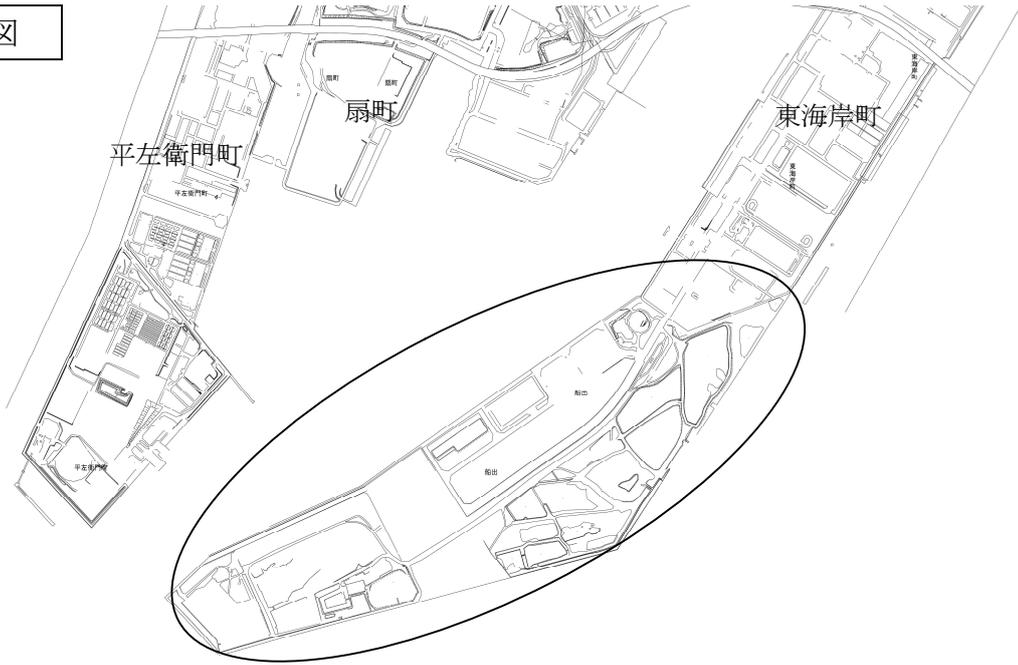
<令和3年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第75号	所 管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件 名	令和2年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 10,558,188,269 円のうち、当年度純利益 2,820,446,023 円は一般会計へ繰り出し、建設改良積立金の取崩額 2,371,455,592 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。</p>				
(単位：円)					
					未 処 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高					10,558,188,269
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額					△5,191,901,615
一 般 会 計 繰 出 金					△2,820,446,023
資 本 金 へ の 組 入 れ					△2,371,455,592
処 分 後 残 高					(繰越利益剰余金) 5,366,286,654

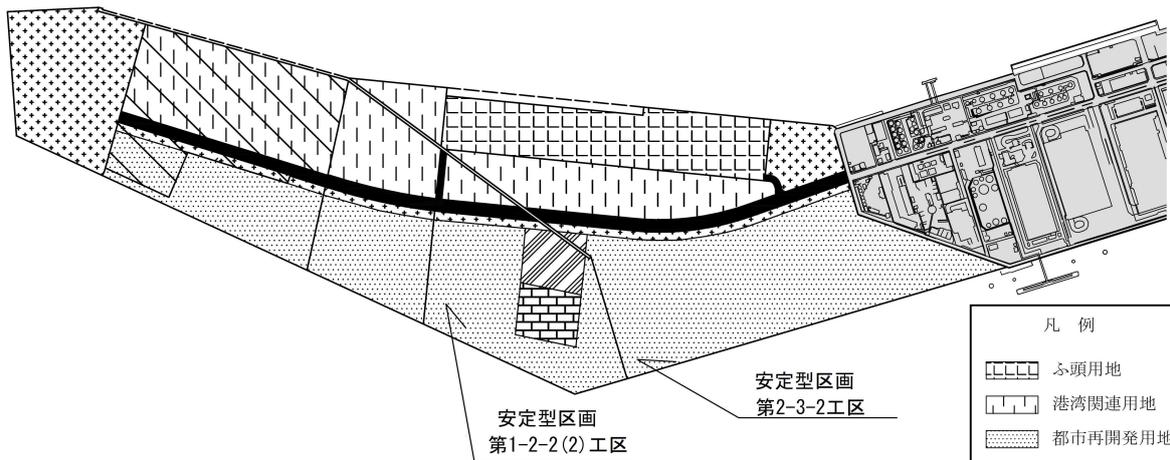
<令和3年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第76号	所 管	河港課
件 名	公有水面埋立てに関する意見について				
内 容					
1	趣旨 公有水面埋立法に基づき、兵庫県が昭和62年10月に取得した尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立免許について、埋立地の用途の変更を行うことに伴い尼崎西宮芦屋港湾管理者の長（兵庫県知事）から意見を求められたため、異議ない旨の意見を述べることについて、同法第13条の2第2項の規定により議決を求めるもの。				
2	申請者の所在地、名称及び代表者 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県 兵庫県知事 齋藤元彦				
3	用途変更に係る埋立地の区域及び面積 尼崎市東海岸町11番、19番の1、26番、23番の1及び17番に接する県有護岸敷の地先公有水面のうち 安定型区画第1-2-2(2)工区 148, 133.63㎡ 安定型区画第2-3-2工区 244, 384.59㎡				
4	埋立地の用途の変更内容等 (1) 下水処理場用地及び都市機能用地の削除並びに都市再開発用地の再編 下水処理場用地では、昭和59年に兵庫県と本市との間で特定公共下水道を整備する方向で合意していたが、平成15年度以降国において本事業の採択を行わなくなったことや、浄化槽による排水処理方式とすることが最適であること等を勘案し、下水処理場用地を削除するとともに、都市再開発用地に再編する。 また、都市機能用地を削除するとともに、当該用地で計画していた利便施設を立地するため、都市再開発用地に再編する。 (2) ふ頭用地及び道路用地の拡大 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で、国際貿易の一時的な縮小後、急速に輸送需要が回復したこと等により、世界的に国際海上コンテナ輸送力及び空コンテナの不足による需給が逼迫しており、海上輸送する空コンテナを扱うバンプール整備及び大阪関西万博の建設資材等のストックヤード整備のニーズが高まっていることから、神戸港及び大阪港の混雑緩和と尼崎西宮芦屋港の利用促進のため、新たに岸壁を整備し、荷捌地及び用地内道路等の用地として、ふ頭用地を確保する。また、ふ頭用地の発生交通を幹線道路に連結するため、併せて道路用地を確保する。				

位置図



変更前



凡 例

	ぶ頭用地
	港湾関連用地
	都市再開発用地
	都市機能用地
	下水処理場用地
	緑地
	道路用地
	再生可能エネルギー活用用地

変更後

